

平成28年12月19日農林水産省告示第2532号 施行 平成29年1月18日
改正 令和2年2月28日農林水産省告示第400号 施行 令和2年4月1日
改正 令和2年10月30日農林水産省告示第2126号 施行 令和2年12月1日

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第二号の表第一項規定に基づき、農林水産大臣が指定する石灰質肥料を定める件

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第二号の表第一項の農林水産大臣が指定する石灰質肥料は、目開きが二ミリメートルの網ふるい上に全重量の九十五パーセント以上残留する石灰質肥料であって次に掲げるものとする。

- 一 炭酸カルシウム肥料
- 二 貝化石肥料
- 三 副産石灰肥料（貝殻を原料とするものに限る。）